

令和 7 年度宮城県自動車関連企業における
カーボンニュートラル化支援業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

令和 7 年度宮城県自動車関連企業におけるカーボンニュートラル化支援業務

2 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 委託業務の目的

脱炭素社会に向けた動きが世界中で広まる中、国においても、経済産業省が「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を打ち出し、この中で、2050 年までの自動車のライフサイクル（生産、利用、廃棄）全体でのカーボンニュートラル化が掲げられた。これを受け、自動車関連企業においては CO2 削減量の具体的な目標値を設定するなど、達成に向けた取り組みが加速化している。

本業務は、こうした社会情勢の中で、県内自動車関連企業のカーボンニュートラル化を支援し、取引維持、競争力の確保を図るとともに、もって県内の産業振興に寄与することを目的とするものである。

4 委託業務の内容

(1) カーボンニュートラルセミナーの実施

イ みやぎ自動車産業振興協議会の会員企業、その他自動車関連企業（以下「支援対象企業」という。）を主な対象としたセミナーを開催すること。

ロ セミナーの開催は年 1 回程度実施することとし、下記の内容を含むこと。

（イ）業務の活用事例の紹介

（ロ）セミナーに参加した支援企業に事業活用を促す内容

ハ セミナーはオンライン方式又は対面とオンラインを併用したハイブリット方式のいずれかで行うこととし、開催の時期、計画しているセミナーの内容等を勘案し、参加する支援対象企業がより多くなるよう、受託事業者において選択すること。

ニ セミナーや本事業の概要を周知するためのチラシを作成し、紙及び電子データで発注者に提出すること。

なお、発注者において、みやぎ自動車産業振興協議会のメーリングリストを用いた周知、支援対象企業の一部へのチラシの発送を行うものとする。

(2) 県内支援対象企業におけるカーボンニュートラルの意識・ニーズ調査

イ 意識調査

（イ）令和 6 年度の事業において実施した「カーボンニュートラル化に対する県内企業の課題把握」と同様のアンケート調査を実施し、県内企業のカーボンニュートラル化に対する認識や本事業による意識の変化等を調査し、県に報告すること。

（ロ）アンケートについては、発注者が支援対象企業の一部に郵送するなど、広く回答に協力を求

めるものとする。

- (ハ) 県内企業を訪問し、事業の活用を促すこと。この際、令和6年度の業務において把握した、カーボンニュートラル化へ興味を持っている企業を優先的に訪問すること。

ロ ニーズ調査

みやぎ自動車産業振興協議会の会員企業のうち、Tier1に相当する企業を対象にカーボンニュートラル化に係るサプライヤーへの要望等のヒアリングを実施し、県に報告すること。

(3) 脱炭素化促進計画策定支援

- イ カーボンニュートラル化を目標とし、設備更新その他省エネルギーのための方策、実施手順に関する計画（以下「脱炭素化促進計画」という。）の策定を目指す支援対象企業8箇所程度に対して、計画策定支援や助言等を行う。
- ロ 脱炭素化促進計画においては、計器計測等の手法を用いて、エネルギー使用状況等を調査し、中長期的な視点から省エネルギー化やCO2削減に係る実施方法等について助言を行うこと。
- ハ 脱炭素化促進計画策定支援を策定した企業より要望があった場合は、中小企業版 Science Based Target※（以下、SBT という。）の認証支援を実施できるものとする。
- ニ 支援対象企業の工場規模が想定より大きい場合又は中小企業版 SBT の認証支援の希望があった場合には、委託金額の範囲内において支援箇所数を調整することができる。
- ホ 支援を実施した企業、ミーティングの概要、脱炭素化促進計画の成果品については、発注者へ報告すること。

なお、支援の過程においても、発注者から支援過程の報告を求めることがある。

※ Science Based Target

- ・「CDP(イギリスで設立された環境 NGO 団体)」、「国連グローバル・コンパクト (UNGC)」、「世界資源研究所 (WRI)」、「世界自然保護基金 (WWF)」の4法人によって共同運営されている「Science Based Target initiative(SBTi)」により、実施されている認証制度のこと。
- ・認証には、パリ協定の「産業革命以前と比較して気温上昇を2℃未満に抑え、できれば1.5℃未満に抑える」という長期目標に整合する温室効果ガス (GHG) の排出削減目標を設定することが必要となる。認証されることにより、その企業の気候変動への取組姿勢が発信され、社会的な信頼性の向上等に寄与するもの。

(4) 脱炭素化促進計画策定済み企業への実行支援

- イ 令和5年度及び令和6年度の業務を活用し脱炭素化促進計画を策定した企業に対して、オンライン又は対面により、計画の進捗状況、計画を進めるうえでの困りごと等を確認し、必要に応じて助言を行うこと。
- なお、脱炭素化促進計画に基づく対策が進んでいる企業に対しては、新たな対策案を助言すること。
- ロ 令和5年度策定企業は年1回程度、令和6年度策定企業は年2回程度実施すること。
- ニ 自社において脱炭素化促進計画に類する計画を策定している企業からの希望があれば、その計画に対して助言等を行うこと。なお、計画の内容によっては、(4)脱炭素化計画策定支援の活用を勧奨しても差し支えない。

(5)ポータルサイトの運用管理

本事業のポータルサイトの作成・運用管理し、過年度に実施したセミナー動画の配信、(3)の活用希望の受付、参考資料のダウンロード等が可能となるよう環境整備すること。

ただし、過年度に作成した本事業のポータルサイトを引き続き使用可能な場合は、作成を不要とすることも可能とする。

5 支援対象企業の詳細

支援対象企業は、みやぎ自動車産業振興協議会の会員企業及び宮城県内に生産拠点を有する自動車関連企業とする。また、当該生産拠点に付随する営業所等の事務所についても、支援対象企業の意向に応じて対象範囲とする。

6 業務完了報告書の提出

受注者は、本業務の完了後速やかに業務完了報告書を発注者に提出するものとする。業務完了報告書には、4の(1)から(5)の各事業の実施概要、支援内容等を成果物として記載すること。

提出の形式は紙媒体及び電子媒体(CD-R等)を各1部とする。

7 その他

(1)本業務の着手及び進行に当たっては、発注者と十分に連絡調整のうえ、実施すること。

(2)本業務による成果物の著作権は、全て発注者に帰属するものとし、発注者は本業務の成果物を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(3)受注者(再委託により受注した場合を含む。)は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4)本仕様に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議により決定するものとする。